

豊川市単品スライド条項の運用Q & A（請負者用）

R8. 6. 15 改定版

Q 1 どのような工事が請求対象となるのか。

現在継続中で残工期2か月以上の工事及び今後の新規発注工事で工期（余裕期間制度適用工事の場合は実工期）が2か月以上の工事が請求対象となります。

ただし、工期内で必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間について発注者と十分に事前調整し、必要期間を確保することが可能であると認められた場合は、この限りではない。

Q 2 どのような材料が請求対象となるのか。

工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料のうち、材料品目類ごとの増額（減額）分が対象工事費の1%を超える品目のみ対象となります。

例：「鋼材類」の変動額が対象工事費の1.5%、「アスファルト類」の変動額が0.5%の場合、「鋼材類」のみ対象となります。

Q 3 対象工事費とはどのようなものか。

「対象工事費」とは部分払い済の出来高部分等を単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費（請負代金額）から除いたものとします。通常の単年度工事（部分払いなし）の場合は、「対象工事費」＝「単品スライド条項適用前の最終の請負代金額」となります。

Q 4 材料品目類とはどのような分類であるのか。

以下を目安とします。

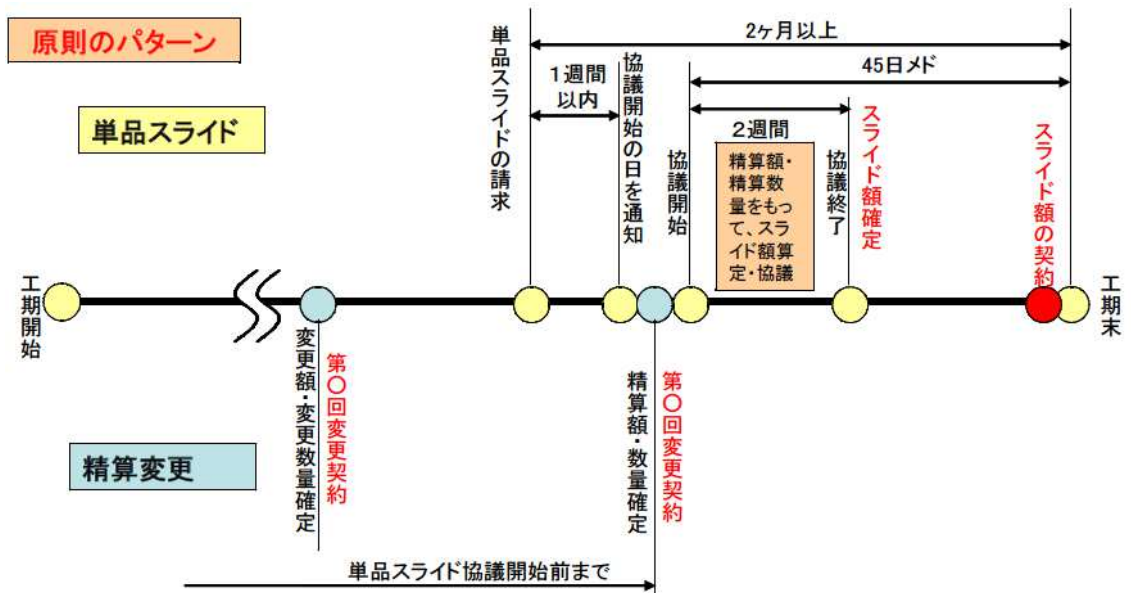
品目類	材料名等（例）
燃料類	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
鋼材類	・ H形鋼、異形棒鋼、橋梁用厚鋼板、鋼矢板、鋼管杭、スクラップ ・ 鉄鋼二次製品（ロックボルト、ナット等） ・ 鋼材から加工された資材（ガードレール、照明柱、グレーチング、PC 鋼より線、 鋳鉄管、タイロッド、ライナープレート等） ・ 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。（鋼矢板（賃料）、鋼矢板 （不足分弁償金）等） ※非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は対象外とする。
アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品

その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく ※木材類、塩ビ類など工事ごとに個別協議に基づき判断します
-----	---

Q 5 いつまでに請求手続きを行うのか。

工期末の2か月前までに「単品スライド請求書」・「対象材料報告書」を工事担当課へ提出してください。(ただし、年度末(工期末が2月15日以降)工事は12月15日まで)。

ただし、工期内で必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間について発注者と十分に事前調整し、必要期間を確保することが可能であると認められた場合は、この限りではない。



Q 6 対象材料報告書に必要な添付書類(証明書類)はどのようなものか。

原則として対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を確認・証明できる納品書、請求書、領収書、全ての原本確認が必要となります。(原本の返却が必要な場合は、原本及び写しを提出してもらい、確認後原本を返却します)。

ただし、鋼材類など、ミルシートにより対象数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができます。

なお、提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としません。(ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても、他の規格の材料まで対象材料としないという趣旨ではありません)。

手形支払いの場合など、協議時に請求書や領収書がない場合は、購入契約書や納品書等で内容が確認できるものを提出いただくこととなりますので、工事監督員と打合わせを行

ってください。

下請企業等が購入している場合は、その企業の証明書類で問題ありませんが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを確認します。

複数の工事で合わせて材料を購入している場合、複数の工事全体で整合の取れた証明書類であれば問題ありません。

Q7 スライド額はどのように算定されるのか。

以下のとおりです。

$$\text{スライド額 (S)} = \text{対象材料の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

対象材料の変動額 = 変動後の実勢価格 - 変動前の実勢価格

変動後の実勢価格 = $\sum \{ (\text{変動後の実勢単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}) \}$

変動前の実勢価格 = $\sum \{ (\text{設計時点の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率}) \}$

ただし、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が安い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用います。

注記：「請負者の実際の購入金額」が、Q6に記載のものに加え、適当であることを証明する書類を示し、その金額が適当であると認められる場合に限り、実際の購入金額の方が高くても、変更後の単価として用いることもできるものとします。

(R4.6.17 発出 国会公契第6号等通知の取扱いを準用)

また、材料費の変動に伴う諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の変更は行いません。

Q8 発注者の算定する「変動後の実勢価格」とは、どの時点のものか。

対象材料が現場に搬入された月の物価資料掲載価格を基本とします。鋼材など工場加工を伴う場合は、加工品の現場搬入月ではなく、資材の加工工場搬入月とします。

Q9 請負者の方からの請求では請負代金額の1%を超えるが、発注者の算定した変動額が1%を超えない場合はどうなるのか。

発注者の算定した変動額が請負代金額の1%を超えない場合は、スライドの対象となりません。

Q10 市場価格で設計計上されているものは、対象となるのか。

市場価格の場合でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができます。市場価格に占めるその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出します。

Q 1 1 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の率の変更は行わないのか。

スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について、請負代金額の変更を行うもので、率の変更は行いません。

なお、単品スライド条項による変更は、通常の設計変更ではなく、材料価格の変動による請負代金額の変更であることに留意願います。

(資材価格の急落による減額変更が必要な場合の取り扱い)

Q 1 2 減額変更スライドとはどのようなものか。

資材価格の急落により、請負代金額が著しく変動する場合に、発注者が請負者に減額変更の請求を行うものです。増額変更スライドと同様に、全ての主要工事材料が対象となります。

Q 1 3 適用となる工事はどのような工事か。

主要資材価格の変動額を算定し、請負代金額の1%以上変動のある工事を対象とします。なお、1%を超える部分が請負代金額から減額されることとなります。

Q 1 4 発注者からの変更請求に異議がある場合はどうするのか。

変更請求に異議がある場合は、請負者は工事担当課に異議申し立てを文書で行い、当該請求に係る品目毎の材料の明細書(名称・規格・数量)及び請負業者が実際に購入した対象資材の価格(数量・単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出して、発注者と協議を行います。